

○特別徴収義務者（個人番号関係事務実施者）が従業員等の個人番号を記載する必要がある地方税関係書類

1. 給与支払報告書

（地方税法 317 の 6 ①・③、地方税法施行規則 10①、第 17 号様式）

※ 給与所得者が扶養親族申告書を提出する場合には、本人や扶養親族の個人番号を記載しなければならない。

2. 給与所得者異動届出書

（地方税法 317 の 6 ②、地方税法施行規則 10①、第 18 号様式）

3. 退職手当の特別徴収票

（地方税法 50 の 9、地方税法 328 の 14、地方税法施行規則 2 の 5 の 2 ①、第 5 号の 14 様式）

※ 退職手当の受給者が退職所得申告書を提出する場合には、本人の個人番号を記載しなければならない。

4. 公的年金等支払報告書

（地方税法 317 の 6 ④、地方税法施行規則 10①、第 17 号の 2 様式）

※ 公的年金等の受給者が扶養親族申告書を提出する場合には、本人や扶養親族の個人番号を記載しなければならない。

1. 給与支払報告書

○地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。
ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

4～8 略

○地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 給与支払報告書	第十七号様式
(二)～(十)	略

2～7 略

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※										※種 別										※整 理 番 号										※																																																																															
※区分										(受給者番号)										(個人番号)										(役職名)																																																																															
支 払 を 受 け る 者										住 所										氏 名										(フリガナ)																																																																															
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																					
内 千 円										千 円										千 円										千 円										内 千 円																																																																					
控 除 対 象 配 偶 者										配 偶 者 特 別 控 除 の 額										控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)										16歳未満 扶養親族 の数										障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)										非居住者 である 親族の数																																																											
有 従 有										千 円										人 従 人 内 人 従 人										人 人 人 人										人 人 人 人										人 人 人 人																																																											
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額										内 千 円																																																																					
内 千 円										千 円										千 円										千 円										千 円																																																																					
(摘要)																																																																																																													
生命保険料 の金額の内訳										新生命保険料 の金額										円										旧生命保険料 の金額										円										介護医療保 険料の金額										円										新個人年金 保険料の金額										円										旧個人年金 保険料の金額										円									
住宅借入金等特別 控除の内訳										住宅借入金等 特別控除適用数										居住開始年月日 (1回目)										年 月 日										住宅借入金等特別 控除区分(1回目)										住宅借入金等 年末残高(1回目)										円																																																	
住宅借入金等特別 控除の内訳										住宅借入金等 特別控除可能額										円										居住開始年月日 (2回目)										年 月 日										住宅借入金等特別 控除区分(2回目)										住宅借入金等 年末残高(2回目)										円																																							
控除対象 配偶者										(フリガナ) 氏 名										区分										配偶者の 合計所得										円										国民年金保険 料等の金額										円										旧長期損害 保険料の金額										円																													
控除対象 扶養親族										(フリガナ) 氏 名										区分										1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族										5人目以降の控除対象扶養 親族の個人番号										5人目以降の16歳未満の扶 養親族等の個人番号										円																																																	
1										(フリガナ) 氏 名										区分										1										氏 名										区分										円																																																	
2										(フリガナ) 氏 名										区分										2										氏 名										区分										円																																																	
3										(フリガナ) 氏 名										区分										3										氏 名										区分										円																																																	
4										(フリガナ) 氏 名										区分										4										氏 名										区分										円																																																	
未 成 年 者										外 国 人										死 亡 退 職 者										災 害 者										乙 種 特 別 所 得 者										本人が障害者 等										寡 婦 特 別 所 得 者										寡 婦 特 別 所 得 者										勤 労 学 生																													
中 途 就 職 退 職										就 職 退 職										年 月 日										明 大 昭 平										年 月 日																																																																					
支 払 者										個人番号又は 法人番号										(右詰で記載してください。)										住所(居所) 又は所在地										氏名又は名称										(電話)																																																											

第十七号様式別表（用紙日本工業規格 A 5）（第十条関係）

平成28年分給与所得者の扶養控除等申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)											(フリガナ) あなたの氏名	生年月日 世帯主の氏名	昭和 年 月 日	配偶者の 有・無	従たる給与につ いての扶養控除 精神障害の届出 (提出している場合は、G表を併付) してください。	
	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。										あなたの個人番号					
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)											あなたの住所又は居所					
市区町村長																	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生で、以下の各欄に記入する必要はありません。

[illegible]

氏名	あなとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
				氏名	住所又は居所	
		明・大昭・平				
		明・大昭・及				

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなとの期	生年月日	住所又は居所	海外所得の金額	異動月日及び事由
1			平 . .		円	
2			平 . .			
3			平 . .			

◎「16歳未満の扶養義務」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている。給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

◎この本指圖の記載に当たっては、後面の「本指についてのご注意」等をお読みください。

2. 給与所得者異動届出書

○地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

3～8 略

○地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)～(二)	略
(三) <u>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(法第三百十七条の六第二項の規定によつて提出すべき届出書)</u>	<u>第十八号様式</u>
(四)～(十)	略

2～7 略

3. 退職手当の特別徴収票

○地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(特別徴収票)

第五十条の九 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、第三百二十八条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(特別徴収票)

第三百二十八条の十四 第三百二十八条の五第一項に規定する特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

○地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)

(特別徴収票)

第二条の五の二 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式による特別徴収票を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、第五号の十四の二様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、法人(人格のない社団又は財団を含む。)がその役員(相談役、顧問その他これらに類する者を含む。)に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、特別徴収票は、市町村長に提出することを要しない。

2 略

平成 年分 特別徴収票

[illegible]

(市町村提出用)

年 月 日		年 分 退 職 所 得 申 告 書			
市町村長 殿					
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒		現住所	〒
	名称 (氏名)			氏名	㊦
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号	
				その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)					
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年
	② 退職の区分等	一般 [] 生活の 有・無 障害 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。					
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。					
C	⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日	年
			① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。					
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	① うち ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 市町村民税 (円)	支払を受けた 年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	B	一般	・ ・			・ ・	一般・障害	
		特定役員	・ ・				・ ・	一般・障害
	C	・ ・				・ ・	一般・障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

4. 公的年金等支払報告書

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2～3 略

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

5～8 略

○地方税法施行規則(昭和29年5月13日総理府令第23号)

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)	略
(二) 公的年金等支払報告書	第十七号の二様式
(三)～(十)	略

2～7 略

公司的年金等支払報告書(個人別明細書)

[illegible]

平成28年分 公的年金等の扶養親族等申告書



公的年金等受給者の扶養親族等申告書

所轄税務署長等	公的年金等の名称	(フリガナ)	あなたの氏名	生年月日	明・大・平	年	月	日	配属の有・無
税務署長	公的年金等の支払者の法人番号	あなたの個人番号	あなたの住所	世帯主の氏名	あなたの住所				有・無
市区町村長	公的年金等の支払者の所在地	あなたの住所	又 は 居	あなたの住所	又 は 居				有・無

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦又は寡夫のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	生年月日	あなたの個人番号	住所	住居	住所	非居住者である居住者	平成28年の所得	平成28年の見込所得
A 控除対象配偶者									
B 控除対象扶養親族等 (16歳以上) (平13.1.1以降生)									
C 障害者、寡婦又は寡夫									
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等									

扶養する者が扶養親族に○を付け、○内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載」) についてのご注意の(7)をお読みください。

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	住所	平成28年中の所得の見積額

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならぬとされている公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。